

1. ドローン等の画像計測技術を活用する対象橋梁

ドローン等の画像計測技術を活用する対象橋梁は下記を基本とする。ただし、定期点検を行う者が、自らの近接目視によるときと同等の信頼性で健全性の診断を行うことが出来る情報が得られないと判断した場合は、この限りではない。

また、ドローン等の画像計測技術を活用した場合、次回点検は定期点検を行う者による近接目視により点検する。

(1) コンクリート橋

以下の全ての条件を満足する橋梁を対象とする。

- ・ 第三者被害予防措置の範囲を有しない橋梁
- ・ 従来点検よりコスト縮減が見込める橋梁

(2) 鋼橋

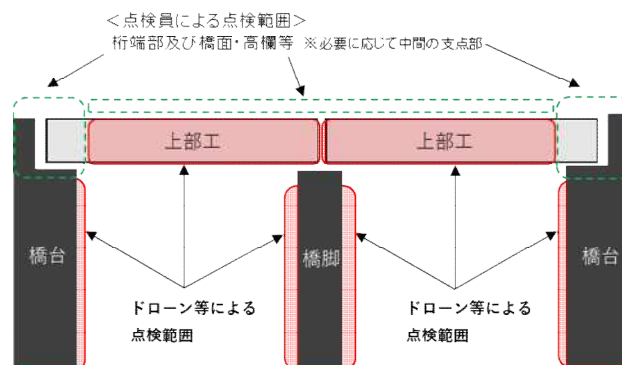
以下の全ての条件を満足する橋梁を対象とする。

- ・ 第三者被害予防措置の範囲を有しない橋梁
- ・ 従来点検よりコスト縮減が見込める橋梁
- ・ 橋梁形式がプレートガーダー橋
- ・ 鋼床版ではない橋梁
- ・ 大型車交通量が1,000台／（日・車線）以下の橋梁
- ・ 建設後の経過年数が25年以下の橋梁

2. ドローン等の画像計測技術を活用範囲

ドローン等の画像計測技術を活用する範囲は、橋台上の桁端部および橋面以外を基本とし、点検支援技術使用計画書の中で定め、監督員と協議するものとする。

■ 点検範囲の例



※ 箱桁における点検範囲

